

## 大都市制度（特別区設置）協議会の運営の事務的な取扱いについて（案）

### 〔会議の開催場所〕

- 原則、議会の委員会室とし、府市交互に設定する。

### 〔会議の公開〕

- 会議は、大都市制度（特別区設置）協議会規約第6条第8項に基づき公開する。
- 会議の開催は、あらかじめ報道機関へ情報提供する。
- 傍聴を認め、会議の状況をインターネット配信する。
- 配布資料、会議の議事録は、大阪府及び大阪市のホームページに掲載する。
- 以上のほか、協議の状況について、住民への情報提供、意見聴取に努める。

### 〔委員の出席〕

- 委員の代理出席は認めない。
  - ※ 委員が交代する場合は、会派から当該議会の議長に対し、新委員の名簿を提出し、委員の推薦は、当該議会の議長から会長に対して行うこと。
- 各委員への会議開催通知は、開催日確定後、速やかに行う。

### 〔協議について〕

- 協議の資料は事務局が作成し、これをもとに質疑や委員間協議を行う。
- 国との協議内容は、適宜、協議会に報告する。

### 〔その他〕

- 必要に応じて、有識者等に会議への出席を求め、意見を聴いて議論を深める。
- 事務局の職員だけでなく、府市の関係部局の職員から説明させることができる。
- 協議会の情報等については、住民への情報提供に努めるとともに、情報提供の方法等については、協議会において協議する。